

令和4年11月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

令和4年11月2日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 岩 瀬 清 君	3番 瀧 口 和 男 君
4番 長 田 悟 君	5番 戸 坂 健 一 君	6番 渡 辺 ヒロ子 君
7番 狩 野 光 一 君	8番 久 我 恵 子 君	9番 佐 藤 啓 史 君
10番 岩 瀬 洋 男 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 寺 尾 重 雄 君	14番 末 吉 定 夫 君	15番 岩 瀬 義 信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
企 画 課 長 高 橋 吉 造 君	財 政 課 長 軽 込 一 浩 君
市 民 課 長 岩 瀬 由美子 君	福 祉 課 長 水 野 伸 明 君
観 光 商 工 課 長 大 森 基 彦 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 植 村 仁 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度勝浦市一般会計補正予算）

議案第74号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算

第4 報告

報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 専決処分の報告について

開 会

令和4年11月2日（水） 午前10時開会

○議長（末吉定夫君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより、令和4年11月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（末吉定夫君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（末吉定夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、久我恵子議員及び佐藤啓史議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（末吉定夫君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承を願います。

それでは日程第3、議案を上程いたします。議案第73号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第73号 専決処分の承認を求めることにつ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であり、電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、国において、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり5万円を給付するため、その実施に要する経費を追加する令和4年度勝浦市一般会計補正予算について、緊急を要するものと認め、去る10月19日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、御承認をいただこうとするものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算において、既定予算に1億5,097万8,000円を追加し、予算総額を135億9,433万円にしたものであります。

以上で、議案第73号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに、発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、それぞれ答弁を含め、30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、議案第73号 専決処分の承認を求めることについて、質問させていただきます。

初めに、緊急を要するものと認め、10月19日に専決処分した理由については、何が緊急であるのかを含め、支給予定時期について、支給対象要件、閣議決定されたプッシュ型での給付とは、また、家計急変世帯とはどういう世帯なのか。また、歳出の会計年度任用職員による対応方法及び同職員の確保について、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず、この支給時期ですが、この給付金につきましては、支援の必要な世帯に対し、可能な限り早期に支給するとされており、価格高騰による家計への負担が大きい年末年始に支給できるよう、専決処分とさせていただきました。

支給対象となると思われる世帯には、令和4年11月7日以降に、給付金支給要件確認書が郵送され、それ以降、令和5年1月31日までを受付申請期限としています。

第1回目の支給は、令和4年11月28日を予定としておりますが、事業開始後は、確認書の提出が殺到することが予想されるため、12月上旬にずれ込むことも想定しております。それ以降は、事務処理件数に応じて、随時支給していくこととしております。

また、この支給対象要件につきましては、まず、基準日である令和4年9月30日に、住民基本台帳に登録されていることがあります。

さらに、大きく分けて2つの支給区分があります。その1つ目は、世帯の全員が、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯であります。ただし、非課税世帯であっても、住民税が課税されている者の扶養親族等のみから成る世帯は除かれます。例としては、課税されている親に扶養されている学生の単身世帯とか、課税されている子どもの扶養にされている親の非課税世帯など

が、これに当たります。

2つ目は、家計急変世帯と区分される世帯で、住民税は課税されているけれども、令和4年1月から12月の収入が、予期せぬ理由により減少し、非課税と同様の事情にあると認められる世帯であります。

また、プッシュ型とはどういうことかということですが、この給付金におけるプッシュ型とは、支給対象となる方からの申請を待つのではなく、自治体において、給付対象となる世帯を課税情報などから抽出し、さらに、これまでの給付金支給で得た振込先等の情報を活用することで、簡素な手続で迅速に支給することを想定しているものであります。

また、家計急変世帯は、先ほど言いましたけれども、これまでは一定の収入があり、住民税は課税されているけれども、令和4年1月から12月の収入が、予期せぬ理由により減少し、住民税非課税と同様の事情にあると認められる世帯であります。

この世帯については申請が必要であり、申請において、予期せず家計が急変した内容等について確認するものであります。

会計年度任用職員の対応、確保についてであります。会計年度任用職員は、事業開始直後の問合せ電話や確認書の提出が殺到すること、その後の迅速な支給のための書類チェックやデータ入力を行うため、2名の雇用を予定しているところであります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。任用職員の確保は、もう確保しているということで解釈して、よろしいですね。ありがとうございます。

今の答弁の中では、勝浦市では給付する非課税世帯のほとんどを把握しているというように私は解釈します。

次に、支給対象者になり得る転入者についてですが、特に武道大学生の取扱いについてでありますが、基準日は9月30日で、令和4年度住民税均等割が非課税世帯となると思いますが、令和4年1月2日以降に転入した転入者、武大生1年生など非課税世帯の考え方、把握の方法、武大2年生以上の税申告すべき者、また、転入者や在住の収入がない者で、無申告の者等についての取扱いについて、お願いします。

また、武大生、世帯数については概数で構いませんので、今、何世帯なのかということをお知らせ願いたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず、転入された方、令和4年1月2日以降に、勝浦市に転入した方については、勝浦市で課税状況が確認できないため、申請が必要となります。課税状況については、令和4年1月1日の住所地で確認が必要となります。その際に、申請に際し、住民税非課税証明書の添付を求めています。

また、勝浦市で課税状況が把握できる非課税世帯については、給付金支給要件確認書が発送されますが、確認書の確認欄において、世帯の全員が、住民税が課されているほかの親族等の扶養を受けていませんという確認欄にレ点チェックしていただくことで、支給要件を確認します。

さらに勝浦市では、単身世帯の学生と思われる年齢の世帯に対して、「学生等の皆様は確認が必要です。学生等の場合は、扶養されている可能性が高いので、必ずお父さんお母さんに確認してください」というお知らせを確認書と同封して、周知することとしています。

また、未申告の方の取扱いですが、給付金の問合せがあった際に、給付金の手続に先立って、住民税の申告を求め、非課税を確認してから支給することで、対応いたします。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。

○4番（長田 悟君） 答弁漏れ。

○議長（末吉定夫君） 岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。武大生の世帯数に対する御質問でございますが、現在、住民基本台帳では、大学生である旨の登録はございませんので、18歳から22歳までの方の独り暮らしの世帯主ということを参考に、算定いたしました推計で申し上げますと、530世帯でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。どうもすみませんでした。

そうしますと、周知をよくよくしてもらいたいということの一つ要望しておきます。

しかしながら、歳出の世帯数2,903世帯、家計急変世帯数や事務経費等につきましては、変動が生じると考えております。

今回の補正予算では、歳入歳出が同額にすることは当然だと、私もそう考えますが、財政調整基金繰入金の歳入予算を減額してまで、歳入歳出金額を同額にしていることから、今回の支援事業費の精算方法、本来、精算するということになっていると思いますけども、この給付金について、何か特別なものはあるのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

最後に、答弁で非課税世帯を大体、把握しているということですが、市のホームページで掲載されました8月末現在の勝浦市の世帯数は8,326世帯、そのうちの非課税世帯が2,903世帯、割合としては34.86%、市の世帯の3分の1が非課税世帯だということになります。

または8,326世帯から、先ほどの学生が530世帯ということですから、それを差し引きますと、7,796世帯、勝浦市のその何%かというと、37.23%、これが非課税世帯だということの状況だということでございます。

この非課税世帯は収入も少なく、扶養する人もない世帯だということで、まさに行政サービスが必要な世帯だというふうに考えられます。

この非課税世帯について、世帯構成、各地区の割合や年齢層等进行分析することにより、参考となる貴重なデータが得られるというふうに考えます。これは福祉行政のみならず、今後の勝浦市政を進める上で活用すべきということで、これは提案とさせていただきます。

最初の財政のほうの精算のほうだけ、答えのほうをよろしくお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） お答えします。まず最初に、今回、予算で挙げました2,903世帯の非課税世帯ということですけども、この中には、親に扶養されている子どもの単身世帯、また、子どもに扶養されている親の世帯も含まれた数字となっておりますので、全てが支給対象と確定したわけではございません。

この給付金事業は、財源として国庫補助金、補助率10分の10であります。令和4年9月9日以降に生じた費用が補助対象となっておりますので、早期支給に向けて、封筒の印刷製本費12万1,000円と、パソコン等借上料52万8,000円の計64万9,000円を予算流用して支出した経費も、補助対象と含まれます。

今回の補正予算では、歳出予算 1 億5,097万8,000円に流用分の64万9,000円をプラスした 1 億5,162万7,000円が、この事業の財源として見込まれますが、このままでは歳入予算が歳出予算を超過しておりますので、流用分の金額64万9,000円を財政調整基金繰入金の予算から減額したものであります。

なお、事業費については、先ほど回答したとおり、現時点で確定したものではございませんので、事業終了後、支出額に基づいて実績報告を行い、補助金額の確定が行われ、その後に精算を行うこととなります。以上です。

○議長（末吉定夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は 1 回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第73号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第73号は、承認することに決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第74号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第74号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に 1 億649万7,000円を追加し、予算総額を137億82万7,000円にしようとするものであります。

以上で、議案第74号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは議案第74号、これは7ページですか。予防費、感染拡大防止対策事

業700万円について、質問させていただきます。

初めに、この支給する病院と診療所名について、お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。対象となる市内医療機関であります。病院は1機関で、塩田病院、診療所は5つの機関で、越後貫医院、勝浦眼科医院、勝浦クリニック、川上医院、長島医院を予定しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。長田悟議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。新型コロナウイルスワクチン接種について、当初は接種させる医師等の不足から、歯科医師も協力して接種するという全国的なニュースがございました。

今回の補正の中の理由でございますが、感染予防、予算の説明では、エネルギー価格等の高騰に対する支援として、支援金を支給するというふうに説明を書いております。

そうであれば、歯科医院も支給対象とするべきではないでしょうか、お伺いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ただいま議員がおっしゃいましたとおり、歯科医師につきましても、現在、特例として新型コロナワクチン接種が認められておりますが、現在、勝浦市の集団接種では、地元医師会との協議により、ただいまお答えしました医療機関より医師を派遣していただき、運営しているところでございます。

とは言いましても、この集団接種も昨年より長期間に及んでおりまして、医療機関にとりましても、医師の不在が続くことで、診療への影響も少なくない状況であります。

またさらに、今般のエネルギー価格の高騰は、コロナ禍の病院経営においても、光熱水費や診療材料費等の高騰が見込まれるものの、これらコストは価格転嫁ができないものも多く、病院経営に深刻な影響をもたらしつつございます。

このようなことから、今回、御提案の支援金につきましては、まずは、厳しい状況下、地域医療を支えるための医療機関の経営と併せまして、市の実施する新型コロナウイルスワクチン接種に医師を派遣していただいている医療機関とさせていただきたいと考えておりますことから、そのように御理解願えればと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。

次に、狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） 私からは、議案第74号 勝浦市一般会計補正予算、こちらの8ページになります歳出、商工費、商工業振興費のプレミアム付商品券事業、これに関しまして、2点ほどお尋ねしたいと思います。

プレミアム付商品券事業というのは、利用される市民、またはそれを扱われる事業者ともに、大変好評な事業かと思えますし、市内経済の活性化に一定の役割を果たしているものと承知しております。

ただ、これまで過去数回、同様の事業が行われてまいりましたが、その中では「欲しかったんだけど、売り切れちゃって買えませんでした」というような実際の声を聞いております。また、これは事実としては未確認ですが、うわさとして、何か代理の人が来て、大量に購入をしていっちゃった。だから回ってこなかったのかなといううわさも、ちらほらと聞いております。

そこで、1つ目として、個人の購入上限の管理、あるいは、購入代理による大量まとめ買いに対する管理、対策については、どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、2番目に、今回の11月臨時議会に係る補正予算説明の中にございますプレミアム付商品券事業、この費用内訳の中に、事業の内訳、2万冊の発行を4万冊に増やす。そして、1人頭、上限が6冊のところ10冊に、それぞれスケールアップしていくんですよという内容かと思えます。

そしてこれは、9月補正で上がった事業への拡充であるというふうに説明がされておりますが、一番下に事務経費として、630万3,000円が計上されているわけです。この内訳について、お聞かせいただきたいと思います。以上2点、よろしくお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。まず、1点目の購入上限超過、また代理等による大量まとめ買いに対する管理、対策ということございますが、まず、これに関しまして1点目といたしまして、今回、チラシを1万枚、作成いたします。それを配布しますので、そこでやる広報とか、あるいは広報かつうらにも載せますので、そこでの広報、1人上限10冊までですよという広報を行います。

また、販売所内での周知、呼びかけで、どういったことをやるかといいますと、購入限度数の周知用のポスターといいますか、掲示物を作成いたしまして、掲出していただくということを考えております。

また、これは過去においても既にやっていることでございますが、購入申込書を記入していただきますので、このさらなる徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、販売所が今回、商工会館、勝浦郵便局、勝浦鶴原郵便局、興津郵便局、上野郵便局、総野郵便局ということで、郵便局の御協力をいただきますので、そこによりますと、顔見知りによるチェックなども、効果があるかなというふうに思っております。

また、購入時におきましては、購入限度数の説明、また今回、申込書を出していただきますが、それはリスト化して、チェックしますよといったようなことの説明をしていただくことを考えております。また、購入後の事後チェック、リストによる事後チェックもやっていきたいというふうに考えております。

このような形で、購入上限超過などの対策を行っていききたいというふうに考えております。

また、今回の事務経費の630万3,000の内訳でございます。

まず、商品券の印刷費、これが200万円。続きまして人件費、これは臨時職員等、また商工会の職員も行いますので、それが45万円。販売手数料が118万円。管理手数料、これは商品券を管理していただきますので、200万円。役務費、これは通信、それから郵送、振込手数料とか保険料、コピー、印刷などのお金でございますが、これが3万円。事務用品消耗品、これは実際行いますので、事務用品かかりますので、それが7万円ということで算出しております。

ですので、今回、9月補正の拡充ということでございますので、ポスター印刷費などは含まれてはおりません。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） では、1点目の購入上限については、まずは広報ということで、周知を徹底するということ。あと、販売時点でも再度、周知をする。さらにはこれ、申込書記入を徹底す

ることで、上限超過をなくしていくんだと。そのためにリストを事後チェックするということですね。

じゃ、後からもう一度行ったときには、リストチェックのもと、購入が不可能になるというふうに承知してよろしいのか、1点。

あと、最初の質問にありました大量に代理する。家族の中で、家族の分ですよということで申込書を書く、こういう行為は、通常あるかと思います。

しかし、例えば親戚であり、御近所であり、それが申込書に記入というところがクリアされれば、それは通常の申込みとして受け付けるのかどうかというところ、この2点をお伺いします。

そして、事務経費のほうなんですけれども、これは9月の段階で予定していた販売する場所、さらには販売に対応する時間、これに変化があるのかどうか。

質問、3回ですので、あえて例えばというお話しますが、例えばこれに変化がなくいくということであれば、これは扱う量が倍になるということ。つまりは単純に考えると、プレミアム付商品券の印刷代というのは、ほぼ倍になると思います。

しかし、その事務処理というのは、果たして倍になるんだろうか。人件費としても、9月のものに加えて、これだけ必要になってくる。もちろん扱う量が増えますから、多少は、役務は増えたり煩雑になったりすると思いますが、通常の考えの中で、一定の勤務時間の中で処理できること。書く数字が大きくなっていくだけのことで、果たしてこれが人件費とか事務手数料、そういうものに、9月のものは9月のものとして、そこに拡充したものについても、ほとんどそれ相応のものを上乗せするべきものなのか。その性質について、どうお考えかということ。

また、最初に言いました印刷物が増えることは、2倍になりますから、これは当然、値段も高くなって、費用も大きくなってくると思います。

しかし、世の中にはロットという考え方もあります。100枚作るときと、400枚作るときでは、単価が変わってくる。当然、事業運営していく中で、最低限の費用で、最大の効果を導き出さなきゃいけないという命題のもとでは、当然、この辺を加味した上での予算立てというのは必要じゃないかと思うんですが、この点について、どのようにお考えであったか、以上4点です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、リスト化でございますが、これにつきましては現在、リアルタイムでというのは、なかなか難しい。どうしても、これ手作業になりますので、難しいということから、例えば今日来た方が、また明日来たといった場合については、対応するのは難しいかなというふうに思っておりますが、これについては、なるべく早く情報をもらいまして、つくりまして、そういった二重購入といいますか、そういったような対応をしていきたいというふうには思っております。

また、親戚の方が来た場合について、申込書がきちんと記載されていれば、一旦、そこでは当然、購入するというのは可能でございますが、ただ先ほど申し上げましたように、事後チェックもかけますので、そこでもし、例えばうっかりと奥さんの分を買ってしまった。ところが、奥さんは買いに行っちゃった、そういったこともあろうかと思えます。そういったことに対しては、チェックして判明しましたら、適切に対応していきたいというふうには思っているところでございます。

また、事務経費の問題でございます。事務経費につきましては、今回は商品券について、これロットが増えれば、確かに下がるというのは考えられるところでございますが、取りあえず今のところ、変数は倍に膨らむだろうというふうに見込んで計上したところでございます。

また、今回、そのほかに倍かかるものといましては販売手数料、これは増えますので、どうしても1件当たりの金額になりますから、これはどうしても増えてしまう。

また、管理、券の管理も倍になりますので、これも増えてしまうというのは、致し方ないかなと認識しております。

あと、役務費と事務用品費、確かに物によっては拡充でございますので、この分については減るというようなことは、可能性はないとは言いきれませんが、現状では、通常、倍ということと考えているところでございます。

ただ、これは委託でございまして、最終的に精算ということになりますから、そこでさらにチェックして、当然、払い過ぎたものにつきましては、お返しいただくということにしております。

令和3年度につきましても、事務経費661万1,000円、見込んでいたんですが、精算の結果、それが658万19円ということで、返還、2万3,981円戻してもらっておりますので、ここは最後の精算の段階で確認して、超過分につきましては、お返しいただくということを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○7番（狩野光一君） 前段の、チェックにつきましては、確かにこういう事業そのものが臨時的なものでもありますから、その体制が100%整ってないというところは、仕方がないのかなと思います。

ただ、今、御答弁いただいたように、後からでもチェックがかかるものであれば、厳正にチェックをしていただくという部分が必要かと思います。

この商品券というのは、金融商品として考えれば、ごく短期間で2割の配当が来る、お化けみたいな債券です。だからこそ、きちんと厳正な管理をして、不正といったら、いけないかもしれないかもしれませんが、不適正な扱いがあってはならないのかなということを考えますので、管理のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

そして、事務経費につきましては、やがて精算するんですよという部分なんですけれども、その精算をされる中にも、やはりトータルの業務量の把握、今回、上限数が6冊から10冊に増えることで、単純に事務量も2倍ではないと思うんですよ。そこには、もう数字でいくんだということであれば、それなりのパーセンテージの上乗せということが妥当だとは思われます。精算に関しましても、そういった意味合いも含めて、受託者の方と協議、検討を入れていただければいいのかなと、そのように考えます。

ぜひとも、厳正な管理の上、運用いただきますようお願いをしまして、質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は、1回までとさせていただきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第37条

第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、発言通告はありませんでした。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第74号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（末吉定夫君） 日程第4、報告であります。報告第7号 専決処分の報告について、報告第8号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第7号及び報告第8号について、申し上げます。

本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る令和4年10月5日に専決処分をいたしましたので、御報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これにより御了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第7号及び報告第8号の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これをもって、報告を終わります。

閉 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年11月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時42分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第73号～第74号の総括審議
1. 報告第7号～報告第8号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員